○○地区福祉会 会則

（名　称）

第１条　この会は、○○地区福祉会（以下「会」という）という。

（目　的）

第２条　この会は、○○地区住民がお互いに力をあわせて誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組むことを目的とする。

（事　業）

第３条　この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）地区内における福祉活動の調査、企画、実施に関すること。

（２）対話・交流活動に関すること。

（ふれあいサロン、世代間交流、座談会など）

（３）健康・生活支援活動に関すること。

　　　（見守り、配食、外出支援、家事援助など）

（４）学習活動に関すること。

　　　（健康・生活・文化・まちづくり等の学び）

（５）情報収集と提供、行政への提言・要望活動

　　　（実態調査、広報、懇談会、各種団体との連携、行政交渉など）

（６）宇城市社会福祉協議会との連携及び事業への協力に関すること。

（７）その他目的達成のため必要なこと。

（組　織）

第４条　この会は地区の実情に応じ福祉活動の推進しやすい形態で組織する。

（役　員）

第５条この会に次の役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　若干名

（３）委員　　若干名

（４）書記　　若干名

（５）会計　　若干名

（６）監事　　若干名

２　役員の職務は、次の通りとする

（１）会長は会を代表し会務を総括する。

（２）副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。

（３）委員は実態調査、行事企画を行う。

（４）書記は会務記録を管理する。

（５）会計は会計事務を処理する。

（６）監事は毎年１回以上、会の会計につき監査する。

３　役員の任期は２年とするただし、再任は妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　この会に、次の会議を置く。

（１）総会

（２）役員会

（３）その他の運営委員会

２　総会は年１回開催し、事業計画並びに予算の決定、事業報告並びに決算の承認、役員の改選、規約の改廃等について審議する。

（経　費）

第７条　この会の経費は、社協交付金、区助成金、寄付金等を以てこれにあてる。

（会計年度）

第８条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（備品の管理）

第９条　この会の備品は、会長が管理する。

（委　任）

第１０条　この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、総会に諮り会長が別に定める。

付　則

この規約は、令和▲年▲月▲日より実施する。